

現行計画の達成状況・評価及び今後の施策の基本的方向（案）

【女性に対するあらゆる暴力の根絶】

1. 現行計画の達成状況・評価

<目標>

- 女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

（１）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

【計画期間中に実施した主な施策】

- ・ 毎年 11 月 12 日から 25 日の 2 週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施（内閣府、関係省庁）。
- ・ 被害女性の二次被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、配偶者暴力等の被害女性から事情聴取を行う女性警察官やカウンセリングを行える職員を確保（警察庁）
- ・ 法務局に設置されている「女性の人権ホットライン」を全国共通電話番号化、インターネット人権相談受付窓口を開設し 24 時間 365 日相談受付（法務省）
- ・ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発教材の開発（内閣府）

【主な政策効果】

	どんな場合でも暴力にあたると思う		暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う	
	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度
平手で打つ	56.9%	58.4%	37.0%	35.6%
足でける	79.2%	80.4%	15.6%	15.0%
身体を傷つける可能性のあるものでなぐる	92.1%	93.0%	2.8%	2.8%
なぐるふりをして、おどす	49.0%	52.5%	38.6%	35.9%
刃物などを突きつけて、おどす	91.2%	91.5%	3.6%	3.8%
いやがっているのに性的な行為を強要する	69.1%	70.4%	23.1%	22.2%
見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	51.8%	54.3%	32.4%	29.7%
何を言っても長時間無視し続ける	41.2%	43.6%	39.1%	37.9%
交友関係や電話を細かく監視する	37.6%	42.1%	41.2%	38.8%
「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしようなし」と言う	45.6%	49.3%	37.6%	35.3%
大声でどなる	37.2%	40.3%	47.2%	45.8%

<評価と問題点>

- ・ 一般社会向けを中心とする各種啓発活動が実施されているが、暴力に対する認識の高まりという効果は限定的である。教育現場を中心とする若年者向けの教

育啓発を重点的・継続的に実施するとともに、一般社会に蔓延する暴力を容認・助長する風潮を一掃するため、一層きめ細かな取組を効果的に実施していくことが必要である。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

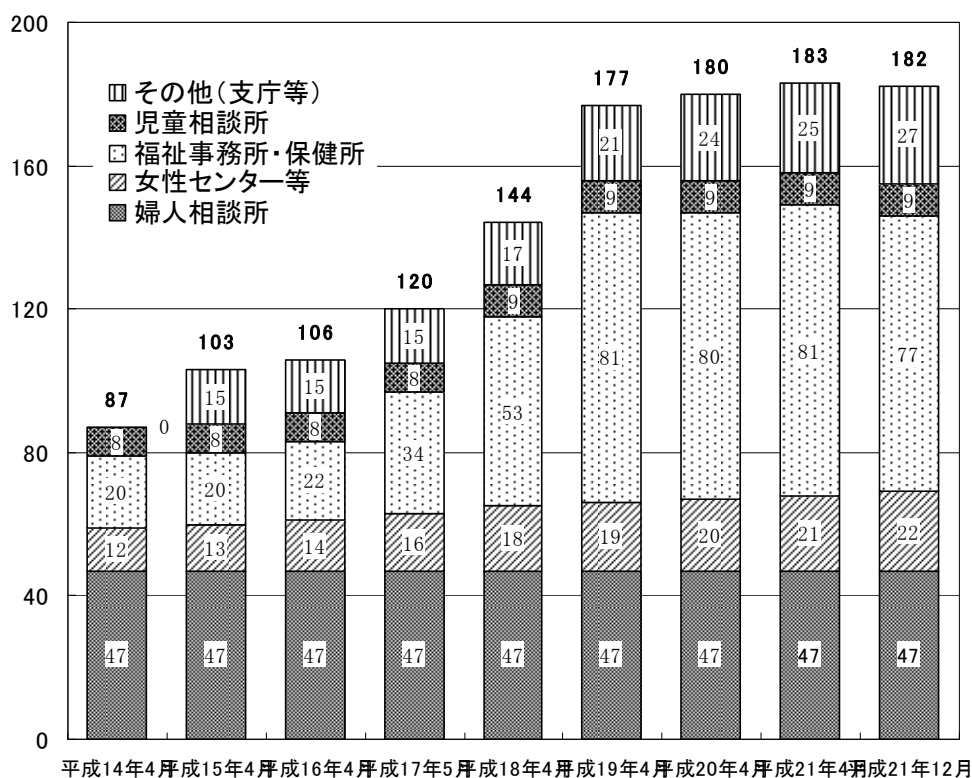
- ・ 配偶者暴力防止法の改正・施行（平成 19 年改正法公布・平成 20 年 1 月施行）
- ・ 被害女性の二次被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、配偶者暴力等の被害女性から事情聴取を行う女性警察官やカウンセリングを行える職員を確保（警察庁）
- ・ 配偶者からの暴力被害者に対する最寄りの相談窓口を紹介する自動音声案内サービス「DV相談ナビ」の提供（内閣府）
- ・ 地方公共団体のDV相談担当者を対象とした配偶者からの暴力被害支援セミナーの実施（内閣府）
- ・ 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業の実施（内閣府）
- ・ 婦人相談所における配偶者からの暴力被害者の一時保護委託の実施（厚生労働省）
- ・ 婦人相談所におけるDV等に関する相談・援助等において、弁護士等による法的な調整や援助を得る法的対応機能強化事業の実施（厚生労働省）

【主な政策効果】

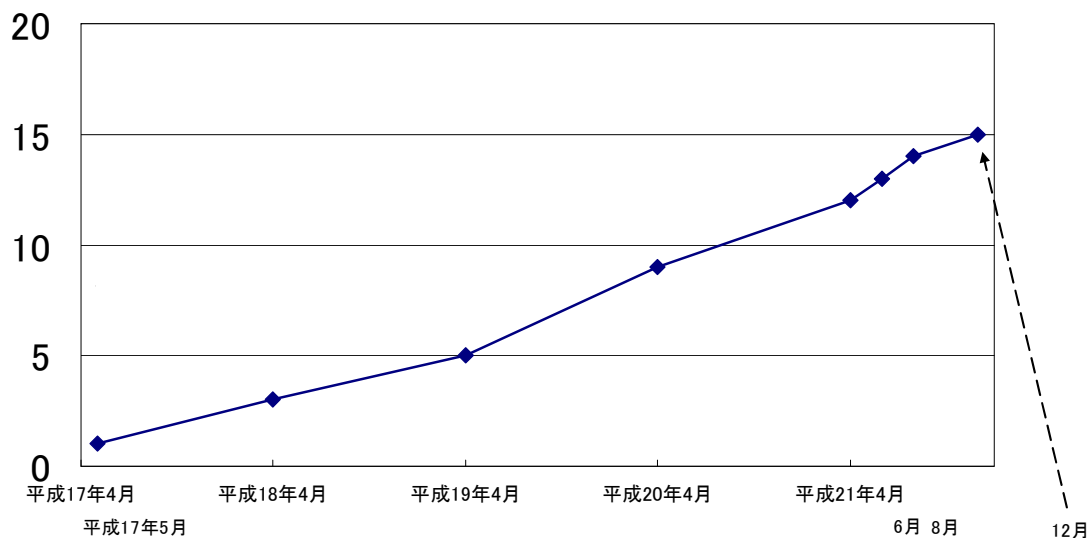
- ・ 何度も配偶者からの暴力の被害にあったことがある女性の割合（平成 17 年 10.6%、平成 20 年 10.8%）は、3 年間でほとんど変化していない。
- ・ 平成 20 年に検挙した配偶者間における殺人、傷害、暴行事犯のうち 91.7%が女性であり、暴行、傷害については平成 12 年より増加傾向が続いている。
- ・ 配偶者暴力支援センターの相談件数は、平成 20 年度 68,189 件、警察に寄せられた配偶者暴力関連相談は 12 万 6,052 件であり、いずれも増加が続いている。
- ・ 配偶者暴力支援センター設置件数は平成 21 年 4 月現在で 182 件であり、うち市町村が設置する施設は 14 市区町 15 施設である。平成 19 年に配偶者暴力防止法で市町村での配偶者暴力支援センターの設置が努力義務化されたものの、市町村での設置が余り進んでいない。
- ・ 平成 20 年の保護命令発令件数は 2,524 件で平成 13 年以来増加傾向にある。
- ・ 平成 20 年度に、婦人相談所において一時保護された女性のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は 4,666 人で全体の 70.6%を占めている。婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成 13 年度から平成 16 年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向にある。

(施設)

配偶者暴力相談支援センター数の推移



市町村が設置した配偶者暴力相談支援センターの推移



<評価と問題点>

- 配偶者暴力防止法の制定・改正を経て、法制度の整備や行政側の体制整備が進展するとともに、相談件数の増加に見られるように、配偶者からの暴力被害の顕在化の効果も現れているが、被害の発生そのものは高止まりの水準にある。

加害者に対する取締りを強化するとともに、社会全体を通じた女性の経済的自立を促進することにより保護されるべき被害者が本法に基づく制度を利用しやすくすること、関係機関の連携を促進することにより被害者に対する自立支援を一層効果的に実施していくことが必要である。

(3) 性犯罪への対策

【計画期間中に実施した主な施策】

- ・ 性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」及び性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪指導係」を各都道府県警察に設置（警察庁）
- ・ 被害女性の二次被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、配偶者暴力等の被害女性から事情聴取を行う女性警察官やカウンセリングを行える職員を確保（警察庁）
- ・ 「性犯罪被害 110 番」や「＃9110 番」等を各都道府県警察本部に設置（警察庁）
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法が改正され(19 年 6 月)、①裁判所は、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷でこれを明らかにしない旨の決定ができる、②検察官は、証拠開示の際、被害者の氏名等が明らかにされることにより、被害者等の名誉が害されるおそれなどがあると認めるときは、弁護人に対し、被害者等の氏名がみだりに他人に知られないようにすることを求めることができるなど、刑事手続きにおける被害者等に関する情報の保護が図られることとなった（平成 19 年 12 月 26 日施行）（法務省）
- ・ 「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入方法の開発に関する研究」の中で、DV 被害母子の追跡支援や、医療現場における性暴力被害の実態を調査し、性暴力被害者の心理ケアプログラムを策定。（厚生労働省）
- ・ 性犯罪防止のため、氾濫する情報の中から有益情報を取捨選択できるよう、小・中・高等学校の新学習指導要領において、情報モラルを身に付けること、情報を適切かつ主体的に活用すること等を盛り込み、学校における情報教育を推進した。（文部科学省）

【主な政策効果】

- ・ 平成 20 年内閣府調査によると、異性から無理やり性交された経験のある女性は 7.3%。被害の時期は 20 歳代が 38.2%と最も多いが、「中学生の時」(4.9%)、「小学生の時」(12.2%)、「小学校入学前」(3.3%)と低年齢で被害を受けている者も約 2 割を占め、子どもの性的暴力の被害者が少なくない。（内閣府）
- ・ 異性から無理やりに性交されたことがある女性のうち、誰にも相談しなかった者は 62.6%もあり、性的被害を受けた場合の相談体制の整備が余り進んでいない。（内閣府）
- ・ 平成 20 年の強姦及び強制わいせつの認知件数は、強姦 1,582 件、強制わいせつは 7,111 件となっており、いずれも平成 16 年から減少傾向にあるが、昭和 63 年の強姦 1,741 件、強制わいせつ 2,867 件に比べ増加している。検挙率は、強姦 83.8%、強制わいせつ 50.0%と、いずれも平成 16 年から上昇傾向にある。（警察庁）

<評価と問題点>

- ・ 取締の強化や捜査・刑事手続の整備等を通じて性犯罪検挙率等の向上が見られ

るものの、性犯罪認知件数は依然として高水準の状況にある。特に、幼児期における被害が多数みられ、また、誰にも相談できなかった等の事例も多数みられることから、実際の性犯罪の発生は、警察等の認知件数をはるかに上回るものと考えられる。情報化の進展等に対応して子どもを性犯罪から守るため効果的な対策を講ずるとともに、相談・心身のケアなどにつき、被害者のニーズに即した総合的な対応が可能な体制を構築することが必要である。

（４） 売買春への対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- ・ 売春防止法、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締り及び被害者保護（警察庁）
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の改正（平成 20 年 6 月）
- ・ 携帯電話等のフィルタリングの利用促進に重点をおいた対策を推進するため非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等への参加を促進（文部科学省、警察庁、総務省、経済産業省、平成 18 年度～）
- ・ 「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）を作成、各教育委員会・学校等へ配布（文部科学省、警察庁）
- ・ 高校生向け広報用リーフレットの作成・配布を実施したり、警察庁ホームページに出会い系サイトに係る犯罪予防のための情報をわかりやすくまとめたコンテンツを掲載、サイトの危険性等について注意喚起を実施（警察庁、平成 17 年～）

【主な政策効果】

- ・ 平成 20 年の売春関係事犯に係る要保護女子総数は 1,794 人のうち、24.1%（前年比 5.8%増）が未成年者であり、若年者の割合は依然として高水準である。
- ・ 平成 20 年の児童買春の検挙件数は 1,056 件。うち出会い系サイトを利用したものが 50.3%あり、インターネットの普及が買春に大きく影響していると考えられる。

<評価と問題点>

- ・ 出会い系サイト規制法の施行等の対策は着実に推進されてきたものの、出会い系サイト以外の SNS により被害を受ける事例が増えており、更なる情報化の進展を踏まえた効果的な売買春防止のための対策を行うとともに、要保護女子の未成年者の割合が高水準である状況等も踏まえ、家庭環境に問題を抱える子どもについて、社会全体で教育・保護を行うシステムを構築することが必要である。

（５） 人身取引への対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- ・ 人身取引対策行動計画の改定（平成 21 年）（内閣官房及び関係省庁）
- ・ 改正風営適正化法（平成 18 年 5 月施行）を適正に運用し、風俗営業等に係る人身取引事案の防止等を推進（警察庁）
- ・ 入国管理局においては、入管法の一部改正（平成 17 年 7 月 12 日施行）、在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正（平成 17 年、18 年）をする

とともに、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進。（法務省）

- ・ 少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため「子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業」を運用（警察庁 平成 19 年度～）

【主な政策効果】

- ・ 平成 20 年に警察において確認した被害者数は 36 人（前年比 7 人減）、国別にはタイ人 50.0%、フィリピン人（19.4%）、中国人（台湾）13.9%であった。

＜評価と問題点＞

- ・ 入管法等の改正等を通じて人身取引対策が進み、被害の防止対策や被害者保護のための取組も着実に進展している。今後とも、新たな人身取引対策行動計画（平成 21 年 12 月）に基づき、人身取引の根絶に向けた取組を着実に実施していく必要がある。

（６） セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- ・ 男女雇用機会均等法及び同法に基づく「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」を改正し、事業主が講ずべきセクシュアル・ハラスメント防止措置を強化するとともに、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも法の対象に含めた。（厚生労働省 平成 19 年 4 月施行）
- ・ 大学等に対してセクシュアル・ハラスメント防止について周知（文部科学省）
- ・ 教育職員の任命権者に対し、児童生徒に対するわいせつ行為には厳正な対応をすることを通知（文部科学省）
- ・ （財）日本体育協会では「財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を制定。加盟団体に配布し、ホームページにて公開し、スポーツ界におけるセクシュアル・ハラスメント防止意識の情勢に努めている。（文部科学省）

【主な政策効果】

- ・ 平成 20 年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談のうちセクシュアル・ハラスメントに関するものは 13,529 件（前年 15,799 件）であった。うち、女性労働者からの相談件数は 60.2%を占める。

＜評価と問題点＞

- ・ 男女雇用機会均等法の改正（平成 18 年）により、事業主に対して措置義務を課すなど対策は着実に進展しているが、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数そのものは高止まりの水準にある。教育、スポーツ等を含むあらゆる現場におけるセクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、何がセクハラに当たるかの啓発活動を行き渡らせることと、精神面を中心とする被害者のケア等を含め更に充実した取組の実施が必要である。

（７） ストーカー行為等への厳正な対処

【計画期間中に実施した主な施策】

- ・ 平成 17 年 11 月、平成 20 年 1 月及び平成 21 年 3 月にストーカー規制法の運用

を見直すことによりストーカー事案への対応の強化を図りつつ、同法に基づく迅速な警告と適正な取締りを実施。（警察庁）

- ・ 「ストーカー対策マニュアル」を作成し、各都道府県警察に配布（警察庁 平成 18 年、20 年）
- ・ 都道府県警察のストーカー・配偶者暴力対策の担当職員を対象とした全国レベルの専科教養「ストーカー・配偶者暴力対策専科」を実施（警察庁）

【主な政策効果】

- ・ 平成 20 年の警察庁に報告があったストーカー認知件数は 14,657 件（前年比 8.9%増）。被害者の 90.3%が女性であり、加害者の 90.1%が男性である。

＜評価と問題点＞

- ・ ストーカー規制法の強化等を通じて、被害者の立場に立った対応の強化が図られてきたが、認知件数は高止まりの水準にあり、生命の危険に及ぶ事案も発生している。ストーカー被害を受けた時の対処方法等に関する教育等を重点的に実施するとともに、効果的な被害者保護の在り方について検討する必要がある。

※メディアにおける性・暴力表現への対応

【計画期間中に実施した主な施策】

- ・ 「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」を開催し、バーチャル社会が子どもにもたらす弊害やその対策の現状と問題点、今後の取組強化方向性について検討（警察庁）
- ・ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施、啓発資料の作成・配布、全国フォーラム及び調査研究を実施（文部科学省 平成 16 年～19 年）
- ・ 都道府県単位での「プロバイダー等連絡協議会」の設置を推進、官民一体となりわいせつ情報等の違法・有害情報を排除（警察庁）
- ・ インターネット上の有害情報を調査するサイバーパトロールや一般のインターネット利用者からの情報に関する通報を受理するインターネットホットラインセンターからの通報等により、これらの情報の把握・削除依頼に努め、違法情報には厳正な取締りを推進。（警察庁）
- ・ 総務大臣より携帯電話事業者等に対し、フィルタリングサービスの導入促進及び改善に向けた自主的取組を強化するよう要請（総務省 平成 18 年～20 年）
- ・ フィルタリングソフトの無償提供やシンポジウムの開催等を通して、フィルタリングの普及啓発を実施（経済産業省 平成 17 年～）
- ・ 東京都青少年問題協議会が「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について」を答申（平成 22 年 1 月）。その中で、子どもを性の対象として扱うメディアの現状を改善するための方策等を答申。

＜評価と問題点＞

- ・ メディアにおける有害情報や性・暴力表現等に対する国民の問題意識が高まってきている。今後、女性に対する暴力の新しい課題として対策を検討していく必要がある。

Ⅱ 男女共同参画基本計画（第３次）に向けた論点

【目標】

女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。女性に対する暴力は、重大な人権侵害であるとともに、男女間の固定的な役割分担、経済力格差など我が国の男女が置かれている状況に根ざした構造的課題として把握し、対処していく必要がある課題であり、こうした観点から、その根絶に向けて広範かつ不断の取組が必要である。

特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力の形態は多様化してきている状況にあり、こうした社会情勢の変化により発生する課題に対しては、従来の発想に捉われず、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められている。

また、女性に対する暴力は、子ども、高齢者、障害者等に対するものも含めて、それぞれ異なる背景事情や影響を有しており、被害者の救済・支援に当たっても様々な困難を伴うものとなっている。こうした状況にも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠となっている。

他方、２００９年に行われた女子差別撤廃委員会による対日審査においては、女性に対する暴力の問題が重要課題の一つとして取り上げられており、我が国における取組の在り方については、国際的にも重大な関心が寄せられていることにも十分留意が必要である。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

① 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

【施策の基本的方向】

- ・ 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要である。特に、各種メディアに氾濫する性・暴力表現は、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進めるとする男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。こうした新たな形態による暴力を含めて、暴力を許容しない社会風土を醸成するための予防啓発を強力に推進する。
- ・ 被害者の救済に当たっては、被害者が相談しやすい体制づくりの推進を通じて、被害の潜在化を防止することが大きな課題である。また、官民連携の促進等により、被害者の心身の回復に資する効果的な支援の在り方を構築する。

② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

【施策の基本的方向】

- ・ 配偶者からの暴力による被害者に対する支援等に当たっては、中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村との間の適切な役割分担と相互連携の下に、各種の取組を一層効果的に実施する。
- ・ 被害者支援については、相談体制の充実を図るとともに、都道府県と市町村の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下に、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。

- ・ 上記のほか、若年者に対する予防啓発を重点的实施など、二次にわたる配偶者暴力防止法の改正以降の運用状況も踏まえ、制度・運用の両面について広範な視点から取組の充実・強化を図る。

③ 性犯罪への対策の推進

【施策の基本的方向】

- ・ 性犯罪被害を潜在化させることなく、被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、そのニーズに合った相談体制を整備するとともに、被害者の精神的・経済的損害を回復するための中長期的な支援、被害者のプライバシーの保護及び二次被害の防止について万全を期する。
- ・ 女性に対する性犯罪、子どもに対する性暴力、指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための意識啓発等の取組を重点的に強化するとともに、犯罪行為に対して一層厳格に対処していくため、捜査体制の増強、取締りのための関係法令の見直し、効果的な再犯防止策等について検討する。

④ 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

【施策の基本的方向】

- ・ 子どもを性の対象とすることを容認しない法制度の確立、社会風潮の情勢に努める。
- ・ 子どもに対する性暴力の発生を効果的に防止する観点から、社会的弱者としての子どもの存在に特に配慮し、身近な者等からの性暴力被害の防止等の対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子どもの一生に拭いがたい影響を与えないよう、子どもが必要な相談・支援を受けられる環境整備を進める。
- ・ 児童ポルノや児童買春の排除に向けて、インターネットや携帯電話の普及等に対応した有効な対策を講ずるとともに、取締りのための関係法令の見直し等について検討する。

⑤ 売買春への対策の推進

【施策の基本的方向】

- ・ 性を商品化し、人間の尊厳を傷つけることとなる売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年者等への教育啓発を促進する。

⑥ 人身取引対策の推進

【施策の基本的方向】

- ・ 被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引について、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について効果的な取組を促進する。

⑦ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

【施策の基本的方向】

- ・ 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、男女雇用均等法に基づ

き企業に対する指導等と徹底するとともに、教育・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等においても、被害の実態を的確に把握した上、効果的な被害防止対策を講ずる。

- ・ セクシュアル・ハラスメントの加害者に対して厳正な対処を行うとともに、被害者の精神的ケアを強化する。

⑧ メディアにおける性・暴力表現への対応

【施策の基本的方向】

- ・ 各種メディアに氾濫する女性に対する性・暴力表現が、女性の人権を著しく侵害している現状を踏まえ、雑誌等出版物、インターネット、ゲームソフト、広告等あらゆる形態のメディアにおける性・暴力表現が、女性に対する暴力であり、男女共同参画社会の形成を阻害するものであるとの社会的コンセンサスを形成する。
- ・ インターネットの普及等により、性・暴力表現の発信主体が社会一般に拡大している現状にかんがみ、メディア・リテラシーの向上等に資する有効な対策を講ずる。
- ・ パソコンゲーム等バーチャルな分野における身体的・性的な暴力表現について、メディアによる自主規制の強化を促進するとともに、国際的に重大な懸念が表明されている状況も踏まえ、新たな規制の在り方について検討する。